

「こんな言葉は悪質商法!？」

悪質業者は親切そうに近づいてきます。



「クーリング・オフって？」

クーリング・オフは、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約した場合に、一定期間(8日または20日)であれば、**無条件で一方的に契約を解除できる制度**です。

クーリング・オフは、証拠を残すため**必ず**

- ① 書面(ハガキ)で、
- ② コピーを取って、
- ③ 簡易書留などの扱いにして販売店と信販会社へ出しましょう。

※内容証明郵便で通知する方法もあります。

※注意 クーリング・オフができないもの

- ① 自分から店舗に出向いて購入した商品
- ② 通信販売
- ③ 自動車の販売、自動車リース、3000円未満の現金取引、都市ガス、電気、葬式など
- ④ 消耗品(化粧品や健康食品、配置薬など)で自ら使ってしまった分(10袋中の1袋など、販売されている最小の単位)

消費者教室(出前講座)について

松山市消費生活センターでは、悪質商法の被害防止啓発のため寸劇や紙芝居、消費生活相談員の講話などを行っています。
テーマや内容についてご希望があればご相談に応じます。



(松山消費者四つ葉グループによる寸劇の様子)

日 時

平日昼間の1時間~1時間半程度

対 象

松山市内の町内会、高齢クラブ、学生、PTAなど20名程度以上のグループ

料 金

会場の確保や会場の使用料は申込者が負担してください。
講師謝礼等は不要。

申込方法

受講希望日の1ヶ月前までに、消費生活センターまでご連絡ください。

受付窓口

松山市消費生活センター
(消費者教室担当)

TEL:089-948-6381

契約トラブルや
多重債務でお困りの時は
一人で悩まずに

あわてない
落ち着く
そして相談



松山市消費生活センター

松山市二番町4丁目7-2
松山市役所 本館1階

相談受付時間 月~金 8:30~16:00

TEL 089-948-6382

トラブルの多い商法には このようなものがあります

他にも、インターネットを利用した副業をすすめられ、高額なサイト開設料をとられた、出会い系サイトで「お金をあげる」などと言われ高額なポイントを利用させられたなどのトラブルもあります。

①点検商法



「無料で点検します」などと言って訪問し、「排水管が大変なことになっている」「ふとんにダニがいる」など不安をあおり、商品やサービスを契約させる商法です。

関連商品 排水管清掃、屋根・外壁工事、床下換気扇、浄水器、ふとん など

③マルチ商法



商品売って仲間を増やすとマージンが入るからと、販売組織に加入させる商法です。在庫と借金だけが残ったり、人間関係が壊れたりすることもあります。

関連商品 健康食品、化粧品、浄水器など

⑤ワンクリック請求



無料の動画サイトと思い、「20歳以上ですか」などの確認画面で「はい」をクリックしただけで、サイト利用料を請求されるものです。また、他のサイトから、自動的にアダルトサイトに登録されたりして、料金を請求される場合もあります。

②催眠商法



「景品をプレゼントします」と人を集め、閉め切った会場で日用品を無料で配り、雰囲気盛り上げ興奮状態にした後、高額な商品を売りつける商法です。

関連商品 ふとん、電気治療器、健康食品など

④利殖商法



「必ずもうかる」と投資や出資を勧誘する商法です。販売業者とは別の業者が「高値で買い取る」と持ちかける手口もありますが、実際に買い取られることはありません。

関連商品 株、証券、水資源の土地、分譲マンション、有料老人ホームの利用権など

⑥訪問購入



「不要な金属を買い取ります」と訪れた業者が強引に宝石類を買い取るものです。法改正により、飛び込みの勧誘が禁止されたほか、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒否することができます。

関連商品 金、プラチナ、アクセサリー類全般、着物など